

## 平成22年度東京都の施策及び予算に関する要望（概要）

事 項		内 容
1	治安対策の強化	<p>(1) 特別区や地域住民との連携のもと、多角的な治安回復への取り組みを強力に進めていくこと。</p> <p>(2) 防犯設備の整備や維持管理、防犯パトロール等、特別区が取り組む安全・安心まちづくり施策への財政支援を拡充すること。</p>
2	特別区都市計画交付金の拡充	<p>(1) 都市計画税を原資として、都区双方の都市計画事業の実績に見合った配分とすること。</p> <p>(2) 交付対象事業や面積要件など限定基準を設けることなく、全都市計画事業を交付対象とすること。</p> <p>(3) 交付率の上限の撤廃や工事単価を引き上げるなど、適切な改善を図ること。</p>
3	ホームレス自立支援策の充実	<p>(1) ホームレス個々に見合った実効性のある就労対策を更に充実させること。</p> <p>(2) 路上生活者対策事業に係る施設整備を促進するため、更に都有地等を提供するとともに、自立支援センター利用者の退所先及び新型自立支援センターにおける自立支援住宅として都営住宅の提供を推進するなど、住宅対策を強化すること。</p> <p>(3) 居住地不定者に係る生活保護費について、3ヶ月は都費負担となるが、その後は区費負担となるため、実態を踏まえた見直しを行い、都が負担する期間を相当期間延長するとともに、介護サービス給付についても財政措置を講じること。</p>
4	高齢者福祉の充実	<p>特別養護老人ホームや認知症グループホームの用地取得・建設にあたっての補助制度の更なる充実を図るとともに、平成20年度で終了した「特別養護老人ホーム設置促進特別助成」を復活させること。</p>
5	新型インフルエンザへの対策	<p>(1) 新型及び季節性インフルエンザワクチンを全国民に円滑に供給するための計画的製造と供給体制を早急に整備するよう国へ要望すること。</p> <p>(2) 新型インフルエンザに対する医療体制について、東京都が率先して整備に努めるとともに、必要となる施設・設備の整備への財政支援を行うこと。</p> <p>(3) 新型インフルエンザの検査体制については、引き続き強化に努めること。</p> <p>(4) 新型インフルエンザに関する情報は、区市町村及び都民へ迅速かつ確実に提供すること。</p>
6	医療体制の充実と整備	<p>(1) 産科・救急科等の医師不足を解消するための支援策の更なる充実を図ること。</p> <p>(2) 看護師・助産師等他職種を含めた医療従事者の地位向上と勤務環境の改善を図る施策を実施すること。</p> <p>(3) 救急医療・周産期医療を地域で支えるためのネットワークの充実を図ること。</p>

事 項		内 容
7	交通システム等の整備促進	<p>(1) 都営交通網等の整備促進に向け、運輸政策審議会答申にある整備予定路線の早期実現を図ること。</p> <p>(2) 東京圏の適正な都市構造の再編に資するために、区部周辺部環状公共交通新設計画を早期に具体化すること。</p>
8	都市計画道路の整備促進	<p>(1) 都が施行する環状線、放射線、補助線等の都市計画道路を早期に完成させること。</p> <p>(2) 連続立体交差事業について、都が施行する路線の早期完成と事業化に向けた計画路線等の早期事業化を図るとともに、区が施行する場合の役割分担等のルールを区との協議により定めること。</p>
9	放置自転車等対策の推進	<p>(1) 都が管理する道路内への自転車駐車場整備を促進するとともに、自動二輪車や原付の放置に対する取締りを強化すること。</p> <p>(2) 特別区の放置自転車対策の取り組みに対して積極的に協力すること。</p>
10	震災対策の推進	<p>(1) 高層住宅のエレベーターの閉じ込め対策やライフライン施設の安全化など、一層の防災対策を推進すること。</p> <p>(2) 帰宅困難者への対応として、帰宅支援ステーションの拡大、代替輸送手段の確保など、対策をより一層強化すること。</p>
11	水害対策の推進	<p>(1) 治水安全度の向上を図るため、下水道施設の処理能力の増強等を一層推進すること。</p> <p>(2) 護岸改修等の治水対策を一層推進すること。</p> <p>(3) スーパー堤防の整備を早期に実現すること。</p> <p>(4) 「新・雨水整備クイックプラン」による雨水対策事業を早期に実現すること。</p> <p>(5) 高潮による浸水想定区域図を作成すること。</p>
12	緑化対策の推進	<p>(1) 「東京都特定保存樹林地に対する固定資産税及び都市計画税の減免要綱」に定める減免対象資産の要件を緩和すること。</p> <p>(2) 保全樹林・保存樹木の維持管理経費を税控除対象とするなど、税の優遇措置を講じること。</p> <p>(3) 都市農地や保存樹林地等の保存及び活用のため、特別区の買取りに対する財政支援を講じること。</p> <p>(4) 農地保全に関する取り組みを着実に推進すること。</p>
13	地球温暖化防止、ヒートアイランド対策の推進	<p>(1) 地球温暖化防止、ヒートアイランド現象の緩和に対する都の総合的な対策をより一層拡充すること。</p> <p>(2) 特別区が地球温暖化対策推進法の基づく地域推進計画を円滑に策定し対策に取り組めるよう、関係機関が持つ各種データ類等の情報が提供されるよう、国に働きかけること。</p>